

Ⅲ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関して、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④六、68の68①、措令38の4⑫六・⑮⑯⑳ニイ・㉒ニイ、措規21の19②ニヘ・六、旧措令38の4②ニ・⑤一二、39の97①ニ・④一二、改正法附則1七ル・十四)	○ 適用除外となる土地の譲渡等の範囲に、密集市街地防災街区整備促進法第3条第1項第1号に規定する防災街区の区域内における認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の同法第7条に規定する認定事業計画者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその事業の用に供されるものが追加されました。 ○ 適用対象外となる土地の譲渡等に都市再生整備法人に対する一定の土地の譲渡等が追加されました。 ○ 適用対象外となる地区に都市計画法に規定する開発整備促進区が追加されました。 ○ 新信託法の施行に伴い、その他所要の整備が行われました。	本措置は平10.1.1から平20.12.31までの間の土地の譲渡等について適用しないこととされています。
(2) 短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率(旧措令38の5⑨二～四・㉓一～三、39の98②二、旧措規22②③)	○ 次の者が行う一定の土地の譲渡等が適用対象外となる土地の譲渡等の範囲から除かれました。 イ 国家公務員共済組合 ロ イ及び勤労者財産形成促進法第9条第1項の貸付けを受けた事業主に類するもの ハ イ又はロの者に類するもの ○ 新信託法の施行に伴い、その他所要の整備が行われました。	(1)の適用時期と同じになります。
(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の3②③、68の74、改正法附則97、120)	○ 特別控除の対象となる土地等の譲渡のすべてについて、一の事業の用に供するために土地等を譲渡した場合で、同一事業の用地として2年以上の年にわたって土地等を譲渡したときは、最初の譲渡が行われた年以外の譲渡については、適用されないこととされました。	平20.1.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。
(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除(措法65の4①三・十一・二十、68の75①、措令39の5⑯、措規22の5①十三、改正法附則97④⑤、120④⑤)	○ 適用対象となる土地等の譲渡について、地方公共団体又は都市再生整備推進法人が都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業(その事業がその都市再生整備推進法人により行われるものである場合には、地方公共団体の管理の下に行われるものに限り、)の用に供するために、その都市再生整備計画の区域内にある土地が、これらの者に買い取られる場合の土地の譲渡が追加されました。 ○ 高齢者移動等円滑化法に係る規定について、所要の整備が行われました。 ○ 一団の宅地の造成に関する事業又は一団の住宅建設に関する事業の用に供するために買い取られる場合の土地等の譲渡について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	都市再生特別措置法一部改正法の施行の日以後に行う土地の譲渡に係る法人税について適用されます。 平19.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 —
(5) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例(措法65の7①十六、68の78①十六、措令39の7⑨ニイ・⑱、措規22の7⑧十六・十七、22の69⑥十六・十七、改正法附則1十四、97⑥、120⑥)	○ 適用対象となる買換えについて、密集市街地防災街区整備促進法の防災再開発促進地区内における同法の認定建替計画(規模要件等を満たすものに限り、)に基づく買換えが追加されました。 ○ 適用対象となる地区に都市計画法に規定する開発整備促進区が追加されました。 ○ 長期保有の土地等に係る特定資産の買換えの場合の特例制度について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	都市再生特別措置法一部改正法の施行の日以後に行う認定建替計画に係る建築物の建替えを行う事業の用に供するために譲渡されるものについて適用されます。 同 上 —

(6) 特定資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（措法65の8①、68の79①、改正法附則97⑥、120⑥）	○ 長期保有の土地等に係る特定資産の買換えの場合の特例制度について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	—
(7) 特定の資産を交換した場合の課税の特例（措法65の9、68の80、改正法附則97⑥、120⑥）	○ 長期保有の土地等に係る特定資産を交換した場合の特例制度について、適用期限が平成20年12月31日まで2年延長されました。	—
(8) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例（措法65の13①、68の84①、措令39の9の2、改正措令附則30②）	○ 事業用地適正化計画に係る事業用地から、既成市街地、既成都市区域及び都市整備区域が除外されました。 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	平19.4.1前に行った所有隣接土地等の交換又は譲渡については、従来どおり適用されます。 —
(9) その他（措法64①、65の7⑤二、68の70①、68の78⑤二、改正法附則97①⑦、120①⑦） （措法62の3②ロ、措令38の4②、旧措法66の4⑥、旧措令38の4⑤二、38の5①一・三、39の98①三、改正法附則1七ル）	○ リース取引については、資産の売買取引（譲渡・取得）とみなすこととされたこと（19ページ3(1)参照）に伴って、資産の譲渡の場合の課税の特例制度の適用対象の範囲から、所有権移転外リース取引による取得が除かれるなど所要の整備が行われました。 ○ 土地の譲渡等がある場合の特別税率などについて、新信託法の施行に伴い、所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用され、同日前に締結した契約については、従来どおり適用されます。 新信託法施行の日から施行されます。

IV 税額の計算に関する改正

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 事業基盤強化設備を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の7②、68の12②、平9大蔵省告示第221号、平19財務省告示第105号、改正法附則90、114）	○ 特定旅館業を営む大規模法人が取得等をする対象設備について税額控除の対象から除かれたほか、事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却（32ページ参照）と同様の改正が行われました。	平19.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(2) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9①、68の13①、措規20の4②二、改正措規附則10）	○ 観光振興地域に係る適用対象資産に文化紹介体験施設が追加されました。 ○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	平19.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —